

行刑改革についての基本的考え方（平成15年7月1日）

行刑改革会議 座長代理 成田 豊

行刑の目的		
応報(懲らしめ)	社会からの隔離(国民の安全確保)	改善更生・社会復帰



社会状況	国民感情
経済状況の低迷 モラル欠如 凶悪犯罪の増加	重大犯罪者は刑を重くすべき (応報、社会からの隔離) 行刑に過大なコストは認めたくない
刑務所の問題点	懲役刑の問題点
過剰収容 外国人受刑者の急増 刑務官の処遇および人数不足 コスト増大	覚醒剤等薬物事犯者 精神障害者 暴力団関係者 等を中心に 改善更生・社会復帰が期待できない



改革の方向性
現行の分類処遇の基準をもとに、受刑者を以下の2つに分類する 重大犯罪、薬物事犯等の改善更生・社会復帰が期待できない受刑者 軽微な犯罪の改善更生・社会復帰が期待できる受刑者 それぞれの処遇につき、以下の方向で検討・実現する は社会からの隔離・治療を基本に処遇を検討する コスト増 は早期改善更生・社会復帰を基本に処遇を検討する コスト減 全てにおいて公開を原則とし、広く国民の理解を得ることが不可欠 外国人犯罪者は本国へ送還することを検討する 犯罪予防の観点から、道徳教育の充実が望まれる

刑務作業の意義と行刑コストについて
産業界等の理解を得て、受刑者の豊富な労働力を、現在の刑務作業の域に止まらない効率的かつ収益力のある生産活動(リサイクル活動等)に活用できるならば、以下のようなことが実現できると考えられる 受刑者自身に社会に役立つことを実感させることができる 社会からの受刑者に対する理解を促進させることとなる 収益を行刑コストに充当することが可能となる